

高松市監査委員告示第41号

高松漁港の廃船等による不法占用に係る財産の管理および占用料等の徴収を怠る事実に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成16年12月9日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	宮本和人
同	大塚寛

高松漁港の廃船等による不法占用に係る財産の管理および占用料等の徴収を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成16年10月15日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（高松市河港課職員作成の「高松漁港不法占用一覧表」及び高松市長作成名義の平成16年8月25日付高広第7322号文書（注）事実証明書については省略した。）記載の通り、氏名不詳の高松市職員は、高松市の行政財産たる高松漁港に事実証明書記載の船、鋼材、木箱その他の物（屋台、大型冷蔵庫を除く）が不法占用されていることを知りながら、故意に不法占用に対して撤去させず、及び、占用許可ないし目的外使用許可をせずに当該占用料ないし使用料の徴収を違法に怠っている

ことは明白である。本件怠る事實は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な」財産の管理を怠る事實又は公金の賦課徴収を怠る事實に該当するものである。

本件住民監査請求の対象は、別紙事實証明書記載の物件のうち、既に住民監査請求をした「屋台」及び「大型冷蔵庫」を除く物である。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の高松市長も認める高松漁港の不法占用に係る財産の管理を怠る事實又は公金の賦課徴収を怠る事實について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか「必要な措置」をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求にかかる監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、市の行政財産である高松漁港に船、鋼材、木箱等を放置または設置し、不法占有している者がいることを知りながら、その撤去を求めず、占用料または使用料の徴収もしていないことが、違法もしくは不当な財産の管理を怠る事實または公金の賦課徴収を怠る事實に該当するか否かという事項である。

また、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成16年10月25日に証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは、新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、土木部河港課である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、公金の賦課徴収を怠る事實を対象とする措置請求には理由が

ないが、財産の管理を怠る事実を対象とする措置請求には理由があるものと認め、法第242条第4項の規定に基づき、高松市長(以下「市長」という。)に対し、次のとおり勧告する。

- (1) 市長の許可を受けないで、高松漁港の物揚場および岸壁に、船、鋼材等を放置または設置し、不法に同放置または設置部分の漁港施設を占有している者に対し、所有者の確定に努めた上で、平成17年3月31日までに船、鋼材等を撤去して、同不法占有部分の明渡しを求めるなど必要な措置を講じること。
- (2) 高松漁港の各施設を市長の許可を受けないで不法に占有することを未然に防止するため、職員による適時の巡視、不法占有禁止の立て看板の設置などの適正な措置を講じ、不法占有を認知したときは速やかに明渡しを求め、それを実現させる管理体制を整備すること。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員等から事情聴取する方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 高松漁港の概要

ア 高松漁港の沿革

漁港とは、通常、漁港漁場整備法の適用を受けているものをいい、同法第2条において、「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」と規定されている。漁港の種類には、第1種漁港(利用範囲が地元の漁業を主とするもの)、第2種漁港(利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの)、第3種漁港(利用範囲が全国的なもの)、特定第3種漁港(第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの)、第4種漁港(離島その他辺地にあって漁場の開発または漁船の避難上特に必要なもの)がある。

高松漁港は、古くは西浜漁港と呼ばれ、昭和26年8月21日に旧漁港法(現漁港漁場整備法)第5条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から第2種漁港と指定され、昭和27年1月30日に漁港名が西

浜漁港から高松漁港に改められ、昭和29年6月26日に、市は、同法第25条第1項の規定に基づき、香川県（以下「県」という。）から高松漁港の漁港管理者に指定された。

この高松漁港は、江戸時代の初期、高松藩の藩主松平頼重の治世に、矢野部傳六により形づくられ、漁業の発展に伴い、明治39年7月、県の施行承認を得て、漁港の拡張工事がなされた。昭和28年からは、国の漁港整備計画に基づく漁港施設の修築事業および改修事業が順次行われはじめ、23年の歳月をかけて昭和51年12月15日に泊地浚渫や防波堤、物揚場、岸壁等の漁港施設が竣工した。その間、昭和40年8月19日に中央卸売市場北側一帯の北部埋立に着手し、浜ノ町、瀬戸内町の埋立を行い、昭和47年9月18日に高松漁港の一部地域の埋立免許を申請し、昭和51年12月15日に埋立を完了させ、その後、局部改良事業により漁港環境整備施設を整備し、現在に至っている。

現在の高松漁港の種類および区域は、次のとおりである。

名 称	種 類	区 域	
		水 域	陸 域
高松漁港	第2種	高松漁港8号防波堤から西80メートルの地点を中心とした半径280メートルの円内の海面 水面積241,000㎡	摺鉢谷川右岸、瀬戸内町406番地11から浜の町128番地にいたる鉄道用地境界線、西浜地区埋立地南北幹線道路ならびにC護岸、D護岸およびE護岸の水際線から陸地60メートルの線の各線で囲まれた地域

イ 高松漁港の漁港施設の概要

漁港施設には、波から漁船等を守る防波堤や護岸等の外郭施設、漁船等を安全に係留させ、漁獲物の陸揚げ、漁業生産用資材の積卸し等の作業を行うための岸壁や物揚場等の係留施設など様々な施設があり、漁港漁場整備法第3条に規定されている。高松漁港の区域には、次のような漁港施設があり、漁港管理者である市は、同法第36条の2および漁港漁場整備法施行規則第9条に基づき、これらを漁港台帳に記載し、行政財産として管理している。

分 類		漁港施設名	規 模
基本施設	外 郭 施 設	防 波 堤	1 4 8 . 0 m
		護 岸	5 6 4 . 5 m
		堤 防	1 , 1 0 8 . 0 m
	係 留 施 設	岸 壁	6 9 2 . 6 m
		物 揚 場	1 , 8 0 7 . 1 m
		棧 橋	3 5 . 0 m
		船 揚 場	1 0 5 . 0 m
		係 船 柱	2 0 2 基
	水 域 施 設	係 船 環	4 7 4 個
泊 地		1 5 3 , 1 0 0 m ²	
機能施設	輸 送 施 設	道 路	6 0 1 . 0 m
	航 行 補 助 施 設	照 明 施 設	6 1 基
	漁船漁具保全施設	漁 船 修 理 場	4 6 0 m ²
		漁 具 保 管 修 理 施 設	3 , 5 0 9 m ²
	漁港環境整備施設	環 境 整 備 施 設	1 , 6 4 1 m ²

ウ 高松漁港の特異性

高松漁港は、平成14年末で組合員949人、うち正組合員302人、準組合員647人で組織する高松市瀬戸内漁業協同組合およびこれに属する組合員が、394隻もの漁船を使用して利用している。しかし、同漁港は、都市の中心部に位置している立地条件から、物揚場や岸壁、護岸の背後に隣接して道路が設置され、その道路の陸側には住宅等の建物が密集しているため、市が管理している男木漁港、西浦漁港、亀水漁港などほかの漁港とは異なり、漁港施設の背後に漁具等を置く野積場、倉庫用地などの漁港関連施設用地が全くなく、漁具保管修理用地はあるものの、全体面積は3,509平方メートルしかなく、これを利用する漁業従事者の数量に対比すると極めて手狭である。

(2) 市の漁港管理者としての管理権限および管理状況

漁港管理者は、漁港漁場整備法第26条の規定により、漁港管理規程を定め、これに従い適正に、漁港の維持、保全および運営その他漁港の維持管理をする責任があり、この漁港管理規程には、同法第34条第1項の規定により、漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全および運営その他漁港の維持管理に関し必要な事項を定めなければならないが、同法第36条の2の規定により、管理する漁港について、漁港台帳を調整しなければならないとされている。

また、漁港管理者は、同法第35条の規定により、漁港の維持管理に

要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、占用料等その利用の対価を徴収することができることされており、漁港の区域内の公共空地において、土地の一部を占用しようとする者は、同法第39条第1項の規定により、漁港管理者の許可を受けなければならないとされている。そして、漁港管理者は、同法第39条の2の規定により、同法第39条第1項の規定に違反した者に対し、公共空地における土地の一部占有を中止させ、原状回復等を命ずることができる。なお、第39条第1項の規定に違反した者には、同法第45条第3号により、50万円以下の罰金が科せられることになっている。

このようなことから、市は漁港管理者として、高松市漁港条例（以下「漁港条例」という。）を制定し、漁港の名称、種類および区域を定め、占用の許可、占用料の徴収および監督処分に関する条項を規定し、市が管理する漁港の維持管理に努めている。しかし、現実には、高松漁港の物揚場および岸壁を不法占有する者があり、市は、高松漁港の漁港施設を随時巡回して監視に努め、事実認知はしているものの、これら不法占有者に対しては、面談・事情聴取の上、不法占有物を撤去するように指導するにとどまっており、何ら抜本的な措置はとっていない。

- (3) 高松漁港の漁港施設である物揚場および岸壁に船、鋼材、木箱等を放置または設置し、その放置または設置部分の漁港施設が占有されている事実とこれに対する市の認識

市が管理する高松漁港の漁港施設のうち物揚場および岸壁には、請求人が指摘するとおり、船が9隻、船の船室部分が1基、鋼材・看板が1組、仮設行商台が1台、船型が1組それぞれ放置または設置されており、その放置または設置部分の漁港施設が占有されている。なお、のり船および木箱なども設置されていた事実はあるが、本件請求受理後にはすでに撤去されていた。

このうち、船9隻はすべて廃船処分されたものと認められるもので、8号物揚場に6隻、1号岸壁に3隻が放置されており、これらの船の占有者は、2隻が判明している。また、船の船室部分1基は、1号岸壁に設置され漁具資材の保管庫として、鋼材・看板1組は8号物揚場に設置

され資材置場として，仮設行商台は 4 号物揚場に設置され鮮魚小売の販売所として，船型 1 組は漁船製作用船型で，5 号物揚場に設置され資材置場として，それぞれ利用されており，これらの占有者はすべて判明している。市がこれらの放置または設置を認識したのは，平成 13 年 10 月ごろである。

(4) 上記船，鋼材等の放置または設置による漁港施設占有に関する許可手続と許可の有無

漁港施設を占用しようとする者は，漁港条例第 8 条第 1 項の規定により，市長の許可を受けることが必要であり，この許可を受けようとする者は，高松市漁港条例施行規則（以下「施行規則」という。）第 6 条の規定による許可申請書を市長に提出しなければならないが，上記船，鋼材等を放置または設置し，漁港施設の物揚場および岸壁を占有している者から，いずれも許可申請書の提出は無く，市長も許可していない。

(5) 漁港施設の不法占有者に対する処置に関する規定と市の対応

ア 漁港施設の不法占有者に対する処置に関する規定

法は，公有財産の取得，管理および処分について，その基本的通則規定を設けているが，法上の規定が公有財産に関するすべてではない。公有財産，特に行政財産は極めて多種多様に及んでいるため，法の規定だけをもってこれらの公有財産の管理等を画一的に律することはできない。そこで，法とは別に，公有財産に関する関連法規が制定されている。漁港施設の管理については，漁港漁場整備法ならびにこれに基づく漁港条例および施行規則が制定されており，漁港条例第 8 条第 1 項は，漁港施設を「占用し，または当該管理施設に定着する工作物を新築し，改築し，増築し，もしくは除去しようとする者は，市長の許可を受けなければならない。」と規定し，当該許可を受けようとする者は，施行規則第 6 条に規定する許可申請書を市長に提出しなければならないと定めている。そして，漁港条例第 9 条第 1 項は，漁港施設の「占用の許可を受けた者からは，別表第 2 に規定する占用料を徴収する。」と定め，同条第 4 項は，「市長は，特別の理由があると認めるときは，占用料を減額し，または免除することができる。」と

し、施行規則第8条は、公用、公共用または公益の用に供するために占有するとき、非常または災害に対処するために占有するとき、漁業のために占有するときは、占有料を減免することができる規定している。

しかし、上記の船、鋼材等の放置または設置者は、いずれも市長に対し許可申請をしておらず、その許可を受けて占有しているものではなく、漁港施設を不法に占有し、使用しているものであることから、これらの者に対して、市長は占有料を徴収することはできないものであり、これらの者から占有料は徴収していない。

また、漁港条例第11条は、同条例第8条第1項の規定に違反した者に対し、「その許可を取り消し、もしくはその許可に付した条件を変更し、またはその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転もしくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上もしくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置もしくは原状の回復を命ずることができる。この場合において、当該措置に要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。」と規定し、さらに、同条例第14条第3号は、同条例第8条第1項の規定に違反した者は、「5万円以下の過料を科する。」と規定している。

イ 漁港施設の不法占有者に対する市の対応

物揚場や岸壁は、本来、漁船の係留や荷さばきのほか、漁業資材の積込み、積卸し、漁具の一時仮置き等に利用され、円滑な漁業活動の用に供されるための漁港施設として整備されているものであり、市は、その管理者として、これを適正に維持・管理していかなければならない責務があるので、市長の占有許可を得ないまま無秩序に船、鋼材等を放置または設置し、これら漁港施設を不法に占有していることを是正させるため、何らかの措置を講じる必要があると認識し、これまでも、これら漁港施設の不法占有者に面談して事情聴取した上、撤去を指導するとともに、その不法占有者が組合員として加入している高松市瀬戸内漁業協同組合にも撤去の協力要請をしてきたが、文書による除去命令や占有許可申請の指導までは行ってこなかった。

このように、市は、漁港管理者として、漁港施設を不法に占有、使用している者に対し、漁港条例、施行規則および関係法令を遵守させ、漁港施設が安全かつ適正に利用されるように努めなければならないと認識し、引続き漁港条例等に適合するよう改善に向けて取り組んでいるが、いまだ実効性のある結果は出ていない。

そこで、市は、「高松漁港の不法占用に係る財産の管理および占用料等の徴収を怠る事実」に関する住民監査請求（平成16年8月30日監査事務局受付第229号）がなされた後ではあるが、高松市瀬戸内漁業協同組合に対し、平成16年9月21日付けで、「漁港施設の適正管理について」と題する書面を送付し、漁港施設内に設置している組合員・準組合員のコンテナ等の長期間独占的な使用について、組合員等に対し同年9月30日までに速やかに撤去・改善・回復するように指導をすることを要請した。また、鋼材・看板の所有者に対しては、「漁港施設内の不法占用物件の撤去について」と題する書面を持参し、同年10月31日までに鋼材・看板を撤去するように求め、さらに船型を設置している造船会社に対しても同様に、同年10月20日までに船型を撤去するように求めた。

しかし、現在もなお、船、鋼材等が放置または設置され、不法にこれら漁港施設が占有されている状態は変わっていない。

2 監査委員の判断

- (1) 高松漁港の漁港施設である物揚場および岸壁に船、鋼材等を放置または設置し、その放置または設置部分の漁港施設を占有していることの違法性ならびにこれに対する市の対応について

請求人は、市の行政財産たる高松漁港に船、鋼材等を放置または設置して不法占有している者がいることを知りながら、その撤去を求めず、占用料または使用料の徴収もしていないことが、違法もしくは不当に財産の管理を怠っている事実または公金の賦課徴収を怠る事実該当し、市に損害を与えていると主張しているため、この点について検討する。

ア 市長の許可を受けずに、高松漁港の漁港施設である物揚場および

岸壁に船，鋼材等を放置または設置し，その放置または設置部分の漁港施設を占有していることの違法性

「監査により認められた事実」の(3)および(4)で示したように，高松漁港の漁港施設である物揚場および岸壁に，船，鋼材等が放置または設置され，その放置または設置部分の漁港施設が占有されているが，これら占有者からはその占用について市長に対する許可申請はなされておらず，市長の許可はない。漁港を組成する漁港施設については，「監査により認められた事実」の(2)および(5)のアで示したように，市が漁港管理者として，漁港漁場整備法およびこれに基づく漁港条例により管理しており，漁港施設を占用しようとする者は，漁港条例第8条第1項の規定により，市長の許可を受けなければならず，市長は，同条例第9条第1項の規定により，許可を受けた者から占用料を徴収することができるものとされている。また，漁港条例上，物揚場および岸壁等の漁港施設を占用する場合，それがどのように使用されるかは，特に定められておらず，漁業活動の用にのみ使用されなければならないものではなく，これはすべて許可を与える漁港管理者である市長の裁量に任されているものと判断される。高松漁港の漁港施設に放置されている船は廃船処分されたものと認められ，鋼材・看板，仮設行商台および船型は，いずれも漁業活動の用に使用されるものではないが，市長の許可を受け，占用料を納めれば，漁港施設に設置し，設置部分を占有しても違法性は生じない。しかし，これらは，いずれも市長の許可を受けずに漁港施設に放置または設置しており，許可を受けていないため占用料を納めないまま，当該漁港施設を3年以上にわたって占有しており，明らかに漁港条例に違反しているので，違法なものであることは明らかである。

一方，船の船室部分は漁業活動に必要な漁具資材の保管庫として利用されているため，市長の許可を受けていれば，漁業のために占有していることから占用料は減免され，違法性は生じないことになろうが，市長の許可を受けずに漁港施設に設置し，当該漁港施設を3年以上にわたって占有しているものであり，明らかに漁港条例に違反している

ので、違法なものといわなければならない。

イ これに対する市の対応の当否

物揚場や岸壁は、漁船の係留や荷さばきのほか、漁業資材の積込み、積卸し、漁具の一時仮置き等に利用され、円滑な漁業活動の用に供されるための漁港施設として整備されているものであり、市は、漁港管理者として、漁港を適正に維持管理していく責務があるので、占用許可を受けずに船、鋼材等を放置または設置し、不法にこれら漁港施設を占有している者に対し、漁港条例第11条の規定に基づき、撤去命令を出し、原状の回復を命じるなどできるだけ速やかに解決を図るべきであるが、「監査により認められた事実」の(3)および(5)のイで示したように船、鋼材・看板、仮設行商台および船型は、いずれも平成13年10月ごろから、市長の許可を受けずに放置または設置され、市はその放置または設置部分の漁港施設が不法に占有されていることを認識していながら、これまで漁港施設の不法占有者に面談し、その都度撤去を指導するとともに、高松市瀬戸内漁業協同組合に撤去の協力要請をするのみで特別な措置はとっていない。

また、船の船室部分は、漁業活動に必要な漁具資材の保管庫として利用されており、高松漁港の物揚場の背後がすべて道路に面し、漁具等を置く野積場、倉庫用地などの漁港関連施設用地が全くないという特異性があることによるものと考えられるとはいえ、市は、平成13年10月ごろから、市長の許可を受けずに設置され、その設置部分の漁港施設が不法に占有されていることを認識していながら、高松市瀬戸内漁業協同組合に撤去の協力要請をするのみで、文書による除去命令や占用許可申請の指導を行わないまま放置している。

このように、3年以上の長期にわたって、高松漁港の漁港施設に船、鋼材等を放置または設置させ、その放置または設置部分の漁港施設を不法に占有させたままにしていることは、漁港管理者として怠慢であり、漁港施設を適正に管理しているとはいえない。

ウ そこで、次に、市の上記対応が、違法・不当に財産の管理または公金の賦課徴収を怠った事実該当するか否かを検討する。

(ア) 財産の管理について

行政財産の管理には、その財産の財産的価値の維持・保全・実現を目的とする財産管理と財産を一定の公の目的に共用するについて支障のない状態を維持することを目的とする公物管理の二側面がある。したがって、財産の管理を怠る事實は、財産保全を怠っている結果、その滅失・毀損・侵奪などによって何らかの財産的損失を被る場合と行政財産固有の態様である行政目的を阻害するような態様として現れる場合がある。ところで、財産の管理を怠る事実を対象とする住民監査請求は、財務会計上の事実に限られるため、純粋な公物管理は原則として住民監査請求の対象とはならないとされている。しかし、財産管理と公物管理は實際上明確に区別しがたい場合があり、判例（東京地裁昭和44年12月4日判決）では、「財産管理の内容は、道路法上要求される道路管理者の道路の維持修繕その他の管理とは觀念上は別個のものであって、むしろその前提をなすものである。ただ、このように両者は別個の觀念であるとはいえ、道路管理者の管理行為も要するに公の施設として道路を一般交通の用に供するため良好の状態に維持管理することに尽きるし、他方財産管理者も、財産を常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない（地方財政法第8条）のであって、結局、両者の内容は実際には重なりあう部分があると解される。ゆえに、たとえば、道路を第三者によって不法に占有されたままの状態に放置し、その占有回復のために何らの措置も講じないときには、これは財産管理者としても道路管理者としてもいずれもその管理を怠るものというべきである」と判示している。この観点から本件請求の事実を見てみると、漁港施設に船、鋼材等が放置または設置され、その放置または設置部分の漁港施設の用地が第三者によって不法に占有されたままの状態にあることを放任していることは、漁港管理者のみならず財産管理者としても当該管理を怠る事実といえる場合であると解することができる。

(イ) 公金の賦課徴収について

高松漁港の漁港施設である物揚場および岸壁に、船、鋼材等を放置または設置している者は、いずれも市長に対し占用の許可申請をしておらず、その許可を受けて占有しているものではなく、不法に漁港施設を占有しているものであるから、市長は、これらの者に対して、その不法占有によって生じる損害の賠償を請求することはできるか否かは別として、占用料を徴収することができないことは明らかであり、これらの者から占用料を徴収していないが、その事実をもって、占用料の賦課徴収を違法に怠ったものとはいえない。

(ウ) 損害賠償請求について

漁港を組成する物揚場および岸壁は、漁船の係留や荷さばきのほか、漁業資材の積み込み、積卸し、漁具の一時仮置き等に利用され、円滑な漁業活動の用に供されるための漁港施設として整備されているものであり、その一部が不法に占有されることは、漁港としての機能に支障を来たし、漁業活動に悪影響を及ぼすことも考えられるが、このことが直ちにこれら漁港施設の財産的価値を低下させるものではなく、他に実害の発生を認定することも困難であると思料するので、上記不法占有者に対する損害賠償請求を問題にすることは早計である。

以上のことから、本件請求について、違法・不当に公金の賦課徴収を怠った事実があるとする請求人の主張には、理由がないが、財産の管理を違法・不当に怠っているとする請求人の主張は、理由があるものと認める。

(2) 高松漁港の漁港施設である物揚場および岸壁に船、鋼材等を放置または設置し、その放置または設置部分の漁港施設を占有している者に対して市がとるべき措置

本件請求のうち、財産の管理を違法・不当に怠っているとする措置請求には理由があるので、市長は速やかに違法・不当な状態を是正し、原状回復させた上、適正な財産管理を行うべき責務があり、その具体的方法として、次の措置を講じる必要があるものと思料し、その旨を市長に

勧告するのが相当であると判断する。

ア 市長の許可を受けないで、高松漁港の物揚場および岸壁に、船、鋼材等を放置または設置し、不法に同放置または設置部分の漁港施設を占有している者に対し、所有者の確定に努めた上で、平成17年3月31日までに船、鋼材等を撤去して、同不法占有部分の明渡しを求め、るなど必要な措置を講じること。

イ 高松漁港の各施設を市長の許可を受けないで不法に占有することを未然に防止するため、職員による適時の巡視、不法占有禁止の立て看板の設置などの適正な措置を講じ、不法占有を認知したときは速やかに明渡しを求め、それを実現させる管理体制を整備すること。

高松市監査委員告示第42号

高松漁港の廃船等による不法占用に係る財産の管理および占用料等の徴収を怠る事実に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成16年12月9日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	宮本和人
同	大塚寛

高松漁港の廃船等による不法占用に係る財産の管理および占用料等の徴収を怠る事実に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成16年10月15日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（高松市河港課職員作成の「高松漁港不法占用一覧表」及び高松市長作成名義の平成16年8月25日付高広第7322号文書（注）事実証明書については省略した。）記載の通り、氏名不詳の高松市職員は、高松市の行政財産たる高松漁港に事実証明書記載の船、鋼材、木箱その他の物（屋台、大型冷蔵庫を除く）が不法占用されていることを知りながら、故意に不法占用に対して撤去させず、及び、占用許可ないし目

的外使用許可をせずに当該占用料ないし使用料の徴収を違法に怠っていることは明白である。本件怠る事実は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な」財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実に該当するものである。

本件住民監査請求の対象は、別紙事実証明書記載の物件のうち、既に住民監査請求をした「屋台」及び「大型冷蔵庫」を除く物である。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の高松市長も認める高松漁港の不法占用に係る財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか「必要な措置」をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、本件請求人の知る限り、高松市監査委員は昭和57年以降の20年以上も「勧告」をした前例がなく、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第2 監査対象事項

本件請求にかかる監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、市の行政財産である高松漁港に船、鋼材、木箱等を放置または設置し、不法占有している者がいることを知りながら、その撤去を求めず、占用料または使用料の徴収もしていないことが、違法もしくは不当な財産の管理を怠る事実または公金の賦課徴収を怠る事実に該当するか否かという事項である。

第3 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。